

医療保険

国民健康保険被保険者証の交換手続きについて

現在使用中の国民健康保険被保険者証は、平成15年3月31日で有効期限が切れます。交換は原則として郵送となりますが、国民健康保険税に納め忘れがある方は、役場町民課保険医療係の窓口での交換になります。

さらに、滞納の金額によっては、有効期限の短い保険証（短期被保険者証）や、医療機関でいったん10割の自己負担をしていた保険証（資格証明書）を交付するなど、厳しい措置をとらなければなりません。そのようなことにならないために、また、国民健康保険制度の安定的な運営のためにも、国民健康保険税の納付状況について、再度確認をお願いします。

なお、保険証は3月下旬に「配達記録郵便」で郵送する予定です。

※修字のため別個の保険証が必要な時は、申請に15年度

発行の在学証明書が必要で
す。また、住民票が松前町にある場合は、発行できません。ご注意ください。

保険証配達時における不在の場合の取扱について

保険証は、「配達記録郵便」で郵送しますので、配達時に不在の場合、「郵便物お預かりのお知らせ」という文書が配達されます。

この場合は、松前郵便局に連絡の上、ご希望の受取方法（再配達・郵便局窓口受取など）をご相談ください。

なお、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている保管期限以降は、役場町民課保険医療係での受渡しとなりますので、特に再配達を希望される場合はご注意ください。

注意事項

保険証送付用の封筒には開封口を設けています。開封の際にはお確かめの上、保険証を傷つけないようご注意ください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

税

固定資産課税台帳
閲覧のお知らせ

平成15年度の固定資産税は、平成15年1月1日現在で固定資産を所有されている方に課税されます。課税台帳には、土地、家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋を新築・増築された方、土地の異動のあった方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

閲覧期間

4月1日（火）から閲覧できます。

執務時間中

閲覧場所 役場税務課11番窓口

持参品 印鑑

※代理の方は、所有者の委任状が必要です。

※平成15年度の納税通知書は、4月中旬に発送予定です。

問い合わせ

役場税務課資産税係

☎ 985-4111

3月17日（月）まで
おすすめですか？

確定申告

平成14年分の申告と納税はお済みになりましたか？

3月の所得申告の相談日程は左表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようにしてください。

なお、所得税の申告をした方は、町県民税の申告をする必要はありません。

◎申告に持参するもの
印鑑・各種所得控除証明書（生命保険などの控除証明書・医療費などの領収書）、源泉徴収票、公的年金等支払報告書（給与・年金収入のあった方）、税務署から送付された申告書類など。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

平成14年分 所得申告相談日程表

| 月 | 日 | 曜 | 出張申告 | | 申告会場 | 一般申告 | |
|----|----|---|-----------|---------|----------------------|--|--|
| | | | 9時～11時30分 | 13時～16時 | | 9時～11時30分 13時～16時 | |
| 3月 | 1 | 土 | △ | | 各地区の 公民館又は 集会所 | 3月17日（月）まで役場2階大会議室で受付をしています。 ※ただし土・日曜日を除く | |
| | 2 | 日 | | | | | |
| | 3 | 月 | 永田・大溝 | 徳丸 | | | |
| | 4 | 火 | 横田・東古泉 | 中川原 | | | |
| | 5 | 水 | 鶴吉 | 神崎 | | | |
| | 6 | 木 | 新立・本村 | 出作 | | | |
| | 7 | 金 | 宗意原 | 北黒田 | | | |
| | 8 | 土 | △ | | | | |
| | 9 | 日 | | | | | |
| | 10 | 月 | 南黒田 | 筒井 | | | |
| | 11 | 火 | 一般申告 | | | | |
| | 12 | 水 | | | | | |
| | 13 | 木 | | | | | |
| | 14 | 金 | | | | | |
| | 15 | 土 | | | | | |
| | 16 | 日 | △ | | | | |
| | 17 | 月 | | | | | |